

「2024年7－9月期四半期別GDP速報（2次速報値）」 に係る利用上の注意について

2024年12月9日（月）に公表予定の2024年7－9月期四半期別GDP速報（2次速報値）においては、通常の1次速報から2次速報への改定に加え、2023年度（令和5年度）国民経済計算年次推計（支出側系列等）¹を反映する。このほか、主な推計方法の変更点など、これらの計数を利用するに当たっての注意点は以下のとおり。

より詳細な推計手法については、上記の見直しを反映した「国民経済計算推計手法解説書（四半期別GDP速報（QE）編）」の改訂版²を公表するところ、同資料を参照されたい。

1. 季節調整について

新型コロナウイルス感染症の影響を考慮して設定してきた異常値処理のダミー変数は、2023年国民経済計算年次推計を反映する2023年1－3月期から2023年10－12月期の期間について、設定するダミー変数を以下のとおりとする³。

（表1） 2023年1－3月期～2023年10－12月期に設定するダミー変数

系列（名目及び実質）	X-12-ARIMAにおけるダミー変数
国内家計最終消費支出のうち 非耐久財	A02023.1（名目のみ）、A02023.2（名目のみ）、 A02023.3（名目のみ）、A02023.4（名目のみ）
サービス（除く持ち家の帰属家賃、FISIM）	A02023.1（名目のみ）、A02023.2（名目のみ）、 A02023.3（名目のみ）
居住者家計の海外での直接購入	LS2023.1、LS2023.3

加えて、速報期間である2024年1－3月期以降の異常値処理については、統計

¹ 『「2023年度（令和5年度）国民経済計算年次推計」に係る利用上の注意について』（令和6年11月27日）参照。

（https://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/data/referencel/sakusei_top.html）

² 「国民経済計算推計手法解説書（四半期別GDP速報（QE）編）」（令和6年11月27日改訂）参照。

（https://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/data/referencel/sakusei_top.html）

³ 上記を含めた推計期間全体のダミー変数の設定については、2024年7－9月期四半期別GDP速報（2次速報値）公表時の、結果の概要「（別添）季節調整用ARIMAモデル設定一覧」を参照されたい。

委員会国民経済計算体系的整備部会における議論⁴を踏まえ、2024年7－9月期四半期別GDP速報（2次速報値）以降、当面の間は引き続き、外れ値の判定に用いる信頼区間を99%として加法型異常値処理のダミー変数を設定する。設定したダミー変数については、毎回の四半期別GDP速報の公表時に併せて公表する。

なお、速報期間（2024年1－3月期以降）の処理は、暫定的な処理であり、この手法により設定したダミー変数の取り扱いについては、2024年国民経済計算年次推計を反映する2025年7－9月期四半期別GDP速報（2次速報値）において、再度検証する⁵。

2. R&D（研究・開発）の産出額について

R&Dの市場生産者分の産出額は、直近の第一次年次推計値をベンチマークとしつつ、直近で利用可能となる「全国企業短期経済観測調査」（短観）（日本銀行）における研究開発投資額等に基づき推計を行っている。

また、非市場生産者である対家計民間非営利団体分及び一般政府分のR&D産出額は、直近の第一次年次推計を、トレンドで延長推計して当年度値を求めた上で、前年度のパターンで四半期分割して推計している。

2023年度（令和5年度）国民経済計算年次推計を反映した2024年度中の各四半期におけるR&Dの産出額（市場生産者分計及び非市場生産者分計）の推計値は、それぞれ表2、表3のとおりとなる。

（表2）市場生産者（民間企業・公的企業合計）分のR&D産出額

年度／四半期	金額 (兆円)	対前年度（同期）比 伸び率（%）
2024年度	18.2	6.4
4－6月期	4.4	6.4
7－9月期	4.5	6.4
10－12月期	4.6	6.4
1－3月期	4.8	6.3

（注）名目、控除可能な消費税額を含むグロス値。四半期は原系列。

（表3）非市場生産者（対家計民間非営利団体・一般政府合計）分のR&D産出額

年度／四半期	金額 (兆円)	対前年度（同期）比 伸び率（%）
2024年度	3.9	0.0
4－6月期	1.0	0.0

⁴ 統計委員会国民経済計算体系的整備部会（第35回及び第39回）
https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/singi/toukei/sna/kaigi.html

⁵ 各期の2次速報値の推計において設定した異常値処理は、原則として、2025年7－9月期四半期別GDP速報（1次速報値）までは変更しない。

7－9月期	1.0	0.0
10－12月期	1.0	0.0
1－3月期	1.0	0.0

(注) 名目、控除可能な消費税額を含むグロス値。四半期は原系列。

3. 公務員の定年引上げを踏まえた2024年度の推計について

速報期間における政府最終消費支出（雇用者報酬）については、直近の第一次年次推計値をベンチマークとしつつ、公務員数と一人当たり人件費等を基に推計を行っているが、2023年度の公務員の定年引上げに伴う退職手当の減少の影響を考慮して推計を行う。

雇用者報酬の推計についても同様の対応とする。

(以上)